○○自治会集会所施設の管理及び運営に関する規則

この規則（案）を元に各自治会で作成してください。また、変更する場合は市へ届出をしてください。

(目的)

第1条 この規則は，○○自治会(以下「自治会」という。)所有の集会所（守口市○○町〇丁目〇番所在）の運営を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本集会所は、○○自治会集会所（以下「集会所」という。）と称する。

(運営委員会)

第3条 集会所の運営を行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員会の構成）

第４条　委員会の構成は自治会長及びその他会員により構成する。

２　委員会の定員は○○名とする。

(使用時間)

第５条 集会所の使用時間は，原則午前〇時から午後〇時までとする。

2 ただし，集会所の管理運営上特に必要があると認めるときは，前項の規定にかかわらず，同項の供用時間を変更することができる。

会員と同料金でなくても可。ただし、1.5倍程度までとする。

(使用料)

第６条 集会所の使用料は，別表に定める額とする。

２　ただし、自治会員以外が使用する場合は、使用料を1.5倍とする。また、営利を目的とした利用は1.5倍とする。

(使用料の減免)

第7条　自治会活動に伴う会議や行事等で使用する場合は使用料を免除する。

２　その他委員会が認めたものは、使用料を免除又は減額することができる。

(使用申請)

第８条　集会所の使用を希望するものは、使用する○○日前までに委員会に申請し、使用料を納付するものとする。

使用申請等手続きは、各自治会個別で決めてください。

(使用許可)

第９条 集会所の使用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、委員会は許可を与えないことができる。

(1) 火災，爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為。

(2) 騒音又は大声を発し，暴力を用い，その他他人の迷惑になる行為。

(3) 集会所内の施設又はその附属設備を汚損し，損傷し，若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為。

(4) 委員会の承認を得ない営利を目的とする行為。

(5) 所定の場所以外の場所での喫煙。

(6) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，委員会が集会所の管理上支障があると認める行為。

(使用の優先)

第10条　原則申し込み順とする。ただし、自治会活動で使用する場合は、これを優先する。

(使用者の義務)

第11条 集会所を使用するときは、次の事項を守るものとする。

(1)　使用責任者を定めること。

(2)　使用時間を守ること。

(3)　使用にあたっては、器具、備品等を丁寧に扱い、室内を汚損しないこと。

(4)　火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。

(5)　使用終了後は、片付け及び清掃をすること。

(6)　玄関錠の受領、開閉、返還は使用責任者が責任をもって行うこと。

(7)　その他委員会の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，○○年〇月〇日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 午前（9時～12時） | 午後（12時から17時） | 夜間（17時から22時） | １日（9時～22時） |
| 集会室１ | 1,500円 | 1,800円 | 2,000円 | 5,000円 |
| 集会室２ | 1,800円 | 2,000円 | 2,200円 | 5,700円 |
| 和室 | 1,000円 | 1,200円 | 1,500円 | 3,500円 |
| 葬祭利用 | 1回（３日を限度とする。）　20,000円 | | | |

料金については、各自治会で設定。ただし、一般的に見て、高額な料金設定は不可。